

読書コーナー

ドイツ人はなぜ、年290万円でも生活が「豊か」なのか

著者：熊谷徹 出版社：青春出版

「年290万円で生活が豊か」というショッキングな表題につられて手に取って見ましたが、ここでいう年290万円は可処分所得のことでした。

可処分所得とは、所得のうち税金・社会保険料などを除き個人が自由に処分できる部分のことであり、一般的に「手取り収入」と呼ばれているものと同じ意味です。

日本で可処分所得が290万円という、約400万円の年収の人が該当します(40歳以上、扶養なしの場合)。ちなみに日本の国税庁の発表した令和4年民間給与実態統計調査では、平均給与は458万円でした。題名に踊らされたと思いましたが、ドイツ人の9人に1人は105万円以下の年収だそうです。

ドイツと日本の比較を他の数値でも説明しています。2017年、ドイツの公共放送連盟が行った世論調査で「私の経済状況は良い」と答えた市民の比率が81%に対し、日本の内閣府調査では「生活に満足している」が73.9%でした。また、2018年、ドイツの連邦統計局のアンケートで「現在の労働時間に満足している」が90.7%に対し、日本の内閣府世論調査では「生活の中で時間のゆとりがある」が68.6%でした。

これらの数値からドイツの方が時間にゆとりがあり、生活に満足していることがわかります。ドイツの大半の企業が毎年



間30日間の有給休暇を与えており、ドイツ人は、給料アップよりも休みが多い方を選ぶ傾向があるそうです。また、ドイツには、日曜・祝日の営業は原則禁止、午後8時から翌朝6時まで店を開いてはならないという「閉店法」があるそうです。そんなにお休みが多くて仕事は回るのかと考えますが、ドイツのOECDによる労働生産性の統計で労働者が1時間あたりに生み出すGDPは、ドイツ69.8ドルであり、日本46.9ドルでした。

仕事量が少ないのに生産性は高い。どうしてかという、そもそも過剰なサービスはしない。サービスを受ける側もそれが当たり前であり、サービスは有料と考えるそうです。

お休みも時期をずらして取得し、皆が長期休暇をアウトバーン(※1)など利用して楽しんでいるそうです。私の身内もドイツに転勤の際は、使い切れないほどの休みをもらい、アウトバーンで近隣諸国へ旅していました。

ライフワークバランスを実現することが生産性の向上性に繋がると言われており、日本人は働きすぎと感じました。しかし、ドイツと日本では、国民性や企業風土、法律も異なることから、ドイツの真似をして生産性をあげることは難しいでしょう。

ドイツ人はDIYを楽しみ、新しいものに飛びつかないという国民性も、生活を「豊か」にしている要因と思われる。まずは、無駄な出費を抑え、自分の中のライフワークバランスを少しずつ、改善してみようと思いました。

※1:アウトバーンとは、ドイツ・オーストリア・スイスの自動車高速道路。速度無制限区域がある。

(文責:明石)

かなた新聞

高橋税経グループ

かなた税理士法人

かなた税理士法人 Tel:027-361-5568

群馬M&Aセンター Tel:027-364-8040

相続手続支援センター群馬 Tel:027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:http://www.takahashi.co.jp/ E-mail:info@takahashi.co.jp



所長挨拶

早春の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

昨年の夏に赤城の地蔵岳に登った話をこの欄に書きましたが、今回は同じく赤城の長七郎山に登ったお話です。

赤城山は黒檜山を主峰とする複成火山であるため、いくつもの魅力的なピークと豊富な登山コースがあります。

2月11日建国記念日。夜明け前の早朝6時に高崎の自宅を出ると、7時にはもう登山口である県立小沼駐車場に到着しました。

駐車場にはすでに数台の車がとまっています、それぞれに出発の準備をしています。

私もさっそく登山靴を履いて、靴の上から前日買ったばかりの軽アイゼンを装着しました。

そう、実は今回が私の初の雪山登山なのです。

小沼の岸まで降りてみると、完全に氷結して雪が積もった湖面の上に、対岸まで一本の踏み跡が続いています。

最初は恐る恐る、次第に慣れてくると周りの景色なども楽しみながら意気揚々と、普段は歩けるはずもない湖面の上を突っ切っていきました。

そこからはいよいよ長七郎山への登山ルート。

ふかふかの新雪を一步一步踏みしめて登ってゆきます。

それでもルート上には前に歩いた人の踏み跡が残っていて、木々に付けられたピンクのリボンとともに初めての私を案内してくれます。

もう一つの心強い案内人はYAMAPというスマホ用の無料アプリ。等高線も入った本格的な山岳地図の上に登山ルートが赤い実線で示され、常に私の現在地を教えてください。

途中見晴らし台からは、遠く富士山や八ヶ岳がくっきり見え、さらに東に目をやると筑波山の二つの峰、そして朝日に光り輝く茨城の海まで見渡すことが出来ました。

長七郎山頂上から外輪山の尾根を縦走して小地藏岳に到着。そこから雪の斜面を気持ちよく下れば間もなく駐車場に到着します。

時計を見るとまだ9時過ぎ。2時間ちょっとの山行でした。ここまで読まれた方は、まるで私が一人で登ったように思われたかもしれませんが、もちろん十分な登山経験を持つ友人の同行があってこそその安全で楽しい登山であったことは言うまでもありません。

インバウンドを意識した県の赤城山観光開発計画があるようですが、赤城の大自然を生かしたプランになることを願ってやみません。

皆さんも是非この身近でありながら奥深い赤城山を堪能してみたいはいかがでしょうか。

例年より早い春の訪れとともに、早春の花々が一斉に咲き始めましたが、朝夕の寒暖差は大きいままです。

皆様には十分ご自愛いただき、本格的な春をお元気に迎えられるよう心からお祈り申し上げます。



将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみ立て、『将軍の日』と命名されました。

【受講料】

55,000円(税込)/名 2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ：かなた税理士法人

027-361-5568 担当：森平



先行経営Tasseiを行いませんか!

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること!」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分、実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から

編集後記

新しい年度が始まるにあたり、年に1回しか行わない業務が多くなる時期です。入社式や事業方針の発表会などのイベントも集中します。準備は早めに取りかかりましょう。

Contents

P1 所長挨拶・目次

P2・3 税務トピックス

P3 Q&Aコーナー

P4 読書感想文

P4 将軍の日

P4 編集後記



## かなた税理士法人 ～税務TOPICS～

### 第15回締切公募開始！電子申請が変更になります！ 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が、地域の商工会または商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。インボイス転換事業者は補助上限額が一律+50万円となります。

	通常枠	賃金 引上げ枠	卒業枠	後継者 支援枠	創業枠	補助対象事業者	
						商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業を除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
補助上限額	50万円	200万円	200万円			宿泊業・娯楽業・ 製造業・その他	常時使用する従業員の数 20人以下
補助率	2/3	2/3※	2/3				

#### 小規模事業者持続化補助金第15回の変更点

##### 賃金引上げ枠の要件が上昇(+50円)

補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金が申請時の地域別最低賃金より+50円以上であることが条件となります。

##### 賃金引上げ枠の要件が上昇(+50円)

事業実施期間が約5カ月間となります。事業完了から実績報告までの期間がタイトなので段取り良く進めていくようにしましょう。

##### 賃金引上げ枠の要件が上昇(+50円)

代理申請は不正アクセスとなり、不採択となってしまう可能性があります。申請自体は事業者が行うようにしましょう。

##### 雑役務費が補助対象外になった

補助事業実施に伴う臨時的な雑役務費アルバイト代などの人件費、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費等が補助対象外となります。

業種別にみてみよう！

#### 補助金をもらって実現した事業・サービス

##### 飲食店



##### 製造業



##### サービス業



#### 絶対おさえておきたいポイント！

##### ●補助金の対象となる経費項目が幅広い！

他の補助金と比較しても補助対象となる経費項目が多いので、様々な事業で利用できます。

##### ●経営力向上計画の認定で優先採択！

経営力向上計画の認定を取得している事業者には、審査の際に加点されるので優先的に採択されます。

##### ●くるみん・えるぼし認定で優先採択！

次世代法又は女性活躍推進法に基づく認定を受けている事業者は優先的に採択されます。

#### 第15回受付締切分

申請受付締切：2024年3月14日(木)  
申請をご検討の企業様はお近くの商工会議所へ  
ご相談ください。

#### 電子申請が変わります！

jGrants→独自システムに変更！  
商工会地区、商工会議所地区で  
同じ申請システムに統合！

#### 注意

申請は、原則、電子申請システムで受付となり、  
郵送の場合は減点調整が行われるため  
ご注意ください。

#### Q & A コーナー 「どうしよう?」にお答えします!



Q 当社(年商5億円)では、従業員が出張した際の交通費や宿泊費については、旅費規程等は設けておらず、従業員(もしくは役員)個人からの請求に基づき、所得税が非課税となる範囲内の金額で、従業員(もしくは役員)個人に対し概算払いを行っています。

そこでお聞きしたいのですが、令和5年10月1日から導入されたインボイス制度において、当社のように旅費規程がない会社が、いわゆる「出張旅費等特例」の適用を受け、法定事項を記載した帳簿の保存のみで消費税法上の仕入税額控除の規定の適用を受けることはできるのでしょうか。

A ご相談の出張旅費等特例の適用の要件に、旅費規程等の有無は含まれていません。したがって、旅費規程等がなかったとしても、出張旅費等が従業員等に対して支給され、かつ、所得税が非課税となる範囲内での支給であれば、法定記載事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められることとなります。

#### 【解説】

##### 1. インボイス制度における、仕入税額控除の規定の適用を受けるための要件(原則)

消費税の納付税額は、原則として、課税期間中の課税売上げに係る消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算しますが、この「課税仕入れ等に係る消費税額を(課税売上げに係る消費税額から)控除すること」を、「仕入税額控除」といいます。

インボイス制度では、上記の仕入税額控除の規定の適用を受けるためには、原則として、事業者がその課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等(インボイス)を保存することが必要と定められています。

##### 2. 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合(出張旅費等特例)

上記1.の仕入税額控除の規定については、その例外として、従業員に支給する出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)のうち、その出張等の目的、目的地、行路もしくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その出張等に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる部分の金額(所得税が非課税とされる範囲内の金額)については、法定記載事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の規定の適用を受けられることとされています(出張旅費等特例)。

この出張旅費等特例については、出張旅費等に係る社内規程や基準の有無にかかわらず、また、概算払いによるものか、実費精算によるものかにかかわらず、通常必要であると認められる部分(所得税が非課税とされる範囲内の金額)は特例の対象となるとされています。

したがって、今回のご相談の出張旅費等についても、その出張旅費等が従業員等に対して支給され、かつ、所得税が非課税となる範囲内での支給であれば、法定記載事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められることとなります。

